

NPO教育かながわフォーラム
令和3年度総会 第5号議案

定款の改正(案)

理事定数の改正(13条1)、顧問職の新設に係る改正(13条3・14条6・15条6)

「現 行」

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上 7人以下
 - (2) 監事 1人以上 2人以下
- 2 理事のうち1人を理事長、若干名を常務理事、1人を事務局長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、常務理事及び事務局長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

「改 定」

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上 10人以下
 - (2) 監事 1人以上 2人以下
- 2 理事のうち1人を理事長、若干名を常務理事、1人を事務局長とする。

3 この法人に、顧問として若干名を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、常務理事及び事務局長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

6 顧問は、この法人の役員経験者のうちから理事会の推薦により、理事長が委嘱する。任期は2年とし再任を妨げない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときには、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、理事長の指示を受けてこの法人の業務を掌る。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 幹事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときには、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、理事長の指示を受けてこの法人の業務を掌る。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 幹事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

6 顧問は、会の運営について理事長に助言し、又は会議に出席して意見を述べることができる。